

13 医療・福祉関係

(1) 保健・医療

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
救急救命士の行う救急救命措置の在り方	救急救命士の全般的活動につき、科学的な評価検討を行い、病院前救護体制を向上させるため、その業務の在り方等につき検討し、速やかに結論を得る。		(検討)	(結論)	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急救命士の業務の在り方等については、平成11年度に設置した「病院前救護体制のあり方に関する検討会」において検討を行い、業務内容の見直しについては、メディカル・コントロール体制等の確立が急務であり、これらが地域で確保される必要があるとの結論を得た。[平成12年5月12日] この結論を踏まえ、実施に向けた具体的措置として、地域におけるメディカル・コントロール体制の確立のための取組みを強化するため、都道府県に対して協議会の設置等について通知（病院前救護体制の確立について[平成13年7月4日医政局指導課長通知]）するとともに、平成13年度予算において、モデル的となる協議会の運営に要する経費を計上した。 平成14年度においては、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行い、事前・事後のメディカル・コントロール体制を早急に整備する等の準備を尽くした上で、平成15年4月を目途に、広く救急救命士に対し包括的指示による除細動の実施を認めるべきなどを内容とする報告書が取りまとめられたことを受けて、諸条件の整備に取り組むとともに、除細動については、医師の具体的な指示を要する救急救命処置の対象から除外する省令改正を行うこととしている。[平成15年4月1日施行予定] 		

(2) 福祉

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
介護保険法の円滑な実施	事後チェック体制の整備 i) 介護保険法施行後の実施の状況を注視し、必要に応じ、介護サービス事業者についての指定要件の基準等の見直しを行う。			12年度 (必要に応じ逐次実施)	(厚生労働省) 介護サービスを行う事業者等については、平成13年度及び14年度の社会保障審議会における検討結果を踏まえ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）など指定要件の基準等を平成15年3月に改正し、「指定居宅サービス事業者はサービスを提供した際には提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しなければならないこととする」と等、多岐にわたる見直しを行ったところ。（平成15年4月1日施行予定）【平成15年厚生労働省令第28～32号】	
介護福祉士の受験資格	医療施設等において介護等業務が定型的になされていると評価できる施設があれば、その業務を介護福祉士の受験に必要な実務経験として認める。	該当施設があれば逐次実施			(厚生労働省) 医療施設等における介護福祉士の受験に必要な実務経験については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」[昭和63年社庶第29号]に基づき、医療法[昭和23年法律第205号]第7条第2項第4号に規定する療養病床により構成される病棟等において、看護の補助業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものを対象に、実務経験として既に認めている。 介護福祉士試験受験者数のうち医療機関（療養型病床群等）の看護補助者数 〔 第14回試験（平成13年度実施）：8,093人 第15回試験（平成14年度実施）：9,143人 〕	

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
福祉における 広告と広報・情報開示	第三者評価機関については、一定の要件を満たせば複数の機関を認める方向で検討する。			12年度 (検討)	<p>(厚生労働省)</p> <p>社会福祉事業法等の改正による、福祉サービスの利用者 の選択による利用制度への移行に伴い、福祉サービスの質 を第三者が評価するための指針を作成した。この中では第 三者評価機関となる場合には、一定の要件を満たす必要が あることとしており、第三者評価機関の認定機関について も引き続き検討することとした(平成13年度)。 【平成13年5月15日社援発第880号厚生労働省社会・援 護局長通知】</p>	
保育士有資格 者対象の介護 福祉士養成施 設の設置促進	保育士資格を有する者を対象とした1年間で介護福祉士を養成す る施設の設置を促進する。	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>保育士有資格者を対象とした介護福祉士養成 施設の指定については、社会福祉士介護福祉士 学校職業能力開発校等養成施設指定規則[昭和 62年厚生省令第50号]に基づき、養成施設の指 定を逐次行っているところ。</p> <p>(平成13年4月現在 : 50課程 平成14年4月現在 : 57課程)</p>	